

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」に関し案内がありました。

[制度概要]

－ 支援金・給付金の概要 －

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により支援金・給付金を給付しようとするものであり、アルバイトの学生も対象になります。

具体的には、主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給されます。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主に雇用される労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

詳細については、下記をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

リンク先→ <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646892.pdf>

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 支給申請について

リンク先→ <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000647832.pdf>

問い合わせ先は、学生課ではなく、厚生労働省コールセンターになります。

TEL：0120-221-276

2020.08.03 学生課